

一般社団法人 東京都トラック協会 重量品専門部会規約

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 本会は、一般社団法人東京都トラック協会定款第39条並びに専門部会規定に基づき、重量品運送事業の健全な発達を図るために必要な専門的事項に対処し、以て産業経済の発展並びに公共福祉の増進に寄与するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本会は、一般社団法人東京都トラック協会重量品専門部会と称する。

(構 成)

第 3 条 本会は、一般社団法人東京都トラック協会会員にして、重量品輸送に携わる運送事業者をもって構成する。

第2章 事 業

(事 業)

第 4 条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 重量品運送事業にかかわる調査研究
2. 重量品運送の安全対策
3. 物流技術の改善・指導
4. 会員相互の情報交換
5. その他重量品輸送に関連する事項

第3章 役 員

(役 員)

第 5 条 本会に次の役員をおく。

専 門 部 会 長	1 名
副 専 門 部 会 長	6 名 以 内
委 員	1 0 名 以 内
監 事	2 名 以 内

(役員を選任及び任期)

第 6 条 専門部会長、副専門部会長、委員及び監事は総会において選任する。

2. 役員任期は2ケ年とし、重任は妨げない。
3. 補欠で選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第 7 条 専門部会長は本会を代表し、会の運営を統括する。

2. 副専門部会長は、専門部会長を補佐し、専門部会長に事故あるときはこれを代理する。
3. 委員は委員会において、必要事項を討議し、本会の運営にあたる。
4. 監事は、本会の経理を監査する。

第 4 章 会 議

(会 議)

第 8 条 会議は、総会及び委員会とする。

総会及び委員会は、専門部会長が招集し、議長となる。

(総 会)

第 9 条 総会は、通常総会と臨時総会とする。

通常総会は、毎年5月に開催、臨時総会は、必要に応じて随時開催する。

(総会で討議する事項)

第 10 条 次の事項は、総会の議決を要するものとする。

1. 本規約の変更
2. 役員を選任及び解任
3. 事業計画及び収支予算の決定
4. 事業報告及び収支決算の承認
5. 部会費の額及びその徴収方法
6. その他必要と認められた事項

(総会の議決方法)

第 11 条 総会は、部会員の過半数の出席により成立し、議事は出席会員の過半数で決する。

但し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員会の構成と議決方法)

第12条 委員会は、専門部会長、副専門部会長委員及び監事をもって構成し、その構成員の過半数の出席をもって成立し、議事はその過半数をもって決する。

但し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員会に付託すべき事項)

第13条 次の事項は委員会の議決を要する。

1. 会務の執行に関する事項
2. 総会の招集並びに総会に提出すべき議案
3. 総会で委任された事項
4. 本会関係の諸規程の制定及び変更に関する事項

(会員外の出席)

第14条 専門部会長が必要と認めたときは、会員外の関係者を会議に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

第5章 専門委員会

(専門委員会)

第15条 本会の事業達成に必要な専門的事項に対処するため、専門委員会を置くことができる。

第6章 負担金

(部会費)

第16条 本会の活動に要する費用は、部会費を以てあてる。

(特別負担金)

第17条 本会の活動に特別の経費を必要とするときは、会員から特別負担金を徴収することができる。

附 則

1. 本規約は昭和42年8月22日から実施する。
2. 専門部会設立総会において選任された役員の任期は第6条の規定に関わらず、昭和43年5月の通常総会のときまでとす

- る。
3. 本規約は昭和43年12月4日に副専門部会長の定数を改正実施。
 4. 本規約は平成25年4月1日に東京都トラック協会の「一般社団法人」への移行に伴い、一部改正。